

議案第 7 8 号

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の一部改正について

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉の温泉使用料を見直し、施設の安定的な運営の実現を図るため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の一部を改正する条例

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例（平成１６年京丹後市条例第１８６号）の一部を次のように改正する。

別表及び附則第３項の表中「５５０」を「７３０」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１２月１日から施行する。

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例(平成16年京丹後市条例第186号)新旧対照表

現行				
京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例				
平成16年4月1日 条例第186号				
本則（略）				
別表（第9条、第16条関係）				
弥栄あしぎぬ温泉使用料				
区分		利用時間	使用料(円)	
1人につき1回		10：00～22：00	550	
備考（略）				
附 則				
1・2（略）				
（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における特例）				
3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における別表の弥栄あしぎぬ温泉使用料は、次のとおりとする。				
弥栄あしぎぬ温泉使用料				
区分		利用時間	使用料(円)	
一般	中学生以上	左欄に掲げる者1人につき1回	10：00～22：00	550
	小学生以下			370
3歳未満			無料	

改正案				
京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例				
平成16年4月1日 条例第186号				
本則（略）				
別表（第9条、第16条関係）				
弥栄あしぎぬ温泉使用料				
区分		利用時間	使用料(円)	
1人につき1回		10：00～22：00	730	
備考（略）				
附 則				
1・2（略）				
（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における特例）				
3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における別表の弥栄あしぎぬ温泉使用料は、次のとおりとする。				
弥栄あしぎぬ温泉使用料				
区分		利用時間	使用料(円)	
一般	中学生以上	左欄に掲げる者1人につき1回	10：00～22：00	730
	小学生以下			370
3歳未満			無料	
附 則				
この条例は、令和8年12月1日から施行する。				

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 6 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第78号
京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の一部改正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》		《市民参加の状況》									
弥栄あしぎぬ温泉における使用料について、昨今のエネルギー価格の急激な高騰に伴う運営経費の増大に対し、持続可能な施設運営体制を確立するため、令和8年12月からの使用料見直しに向けた所要の改正を行うもの。		有・ <u>無</u> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）									
		《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）									
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源				
《政策等の必要性》		《将来にわたる効果及び経費の状況》									
昨今の国際情勢を背景とした燃料価格の急激かつ慢性的な高騰により、温泉施設特有のエネルギーコストが経営を圧迫している。合併以降、長らく同一料金を維持してきたが、現在のエネルギーコストを前提とした場合、過度な公費負担による運営は公共施設マネジメントの観点、利用者負担と税負担の公平性を確保する観点から、受益者負担の適正化を図るものである。		使用料の適正化により、高騰する光熱燃料費の一部を利用者に負担していただくことで、公費負担の増大に歯止めをかける。これにより、市の一般財源からの持ち出しを抑制し、安定的な浴場サービスの維持と、経営基盤の強化を図る。									
《提案に至るまでの経緯》		《総合計画等の整合》									
令和5年度～	温泉施設の指定管理者と協議し、使用料の見直しを検討	まちづくり27の施策	21	滞在型観光・スポーツ観光の促進							
令和8年1月	和田野区、木橋区、鳥取区の各区長に意見聴取	○その他の計画(該当する場合のみ)									
令和8年3月	指定管理による運営の終了							計画名称			
令和8年4月	市直営によるあしぎぬ温泉の運営							策定年度			
《政策等の実施時期》		計画期間									
令和8年12月1日から実施する。		担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）					
		商工観光部		観光振興課		有・無					